## 第74号議案

足立区立保育所条例の一部を改正する条例 上記の議案を提出する。

平成22年9月24日

提出者 足立区長 近藤弥生

足立区立保育所条例の一部を改正する条例

足立区立保育所条例(昭和36年足立区条例第7号)の一部を次のように改正する。

第1条の表同上沼田保育園の項中「足立区江北四丁目23番9-10 2号」を「足立区江北四丁目17番20-101号」に改め、同表中同 第二上沼田保育園の項を削り、同表同東綾瀬保育園の項中「足立区東綾 瀬三丁目8番3号」を「足立区東綾瀬二丁目12番13号」に改める。

付 則

この条例中第1条の表同東綾瀬保育園の項の改正規定は平成22年1 1月1日から、その他の規定は同年12月1日から施行する。

## (提案理由)

上沼田保育園及び東綾瀬保育園の位置を変更するとともに、第二上沼田保育園を廃止する必要があるので、この条例案を提出いたします。